

茅ヶ崎市職員旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 5 号

茅ヶ崎市職員旅費条例等の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員旅費条例の一部改正)

第 1 条 茅ヶ崎市職員旅費条例（平成 2 0 年茅ヶ崎市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、日当」を削り、同条中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第 1 4 項までを 1 項ずつ繰り上げる。

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 削除

第 1 7 条を次のように改める。

第 1 7 条 削除

第 2 1 条中「第 1 7 条第 1 項の日当定額の 5 日分及び」を削る。

第 2 2 条第 1 項第 1 号ア及びウ中「日当、」を削る。

第 2 4 条第 2 号中「で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の 2 分の 1 に相当する額を超える場合には、その超える部分の金額」を「には、その実費額」に改める。

第 2 7 条ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「日当及び」を削る。

第 3 1 条の見出し中「日当、」を削り、同条第 1 項中「日当及び」を削り、「別表第 2 の定額による」を「1 4, 0 0 0 円とする」に改め、同条第 2 項中「別表第 2 の定額の 1 0 分の 7 に相当する額による」を「9, 8 0 0 円とする」に改め、同条第 3 項中「別表第 2 の定額による」を「5, 0 0 0 円とする」に改める。

第 3 2 条第 1 項及び第 3 4 条第 1 項中「別表第 3」を「別表第 2」に改める。

第 3 5 条第 2 号ア中「日当及び」を削り、同号アただし書中「日当については 3 0 日分、宿泊料については」を削る。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第 2 条 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年茅ヶ崎市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「別表第 2 及び別表第 3」を「、内国旅行の旅費については食卓料として 1 夜につき 2, 4 0 0 円、外国旅行の旅費については別表第 2」に改める。

別表第 2 を削る。

別表第 3 の 1 の表を次のように改める。

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

旅客運賃の等級を 2 以上の階級に 区分する航空路による外国旅行に 係る航空賃	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
最上級の直近下位の級の旅客運賃	1 5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

別表第 3 を別表第 2 とする。

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 3 条 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例 (昭和 3 3 年茅ヶ崎市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条中「別表第 1 及び別表第 2 」を「、内国旅行の旅費については食卓料として 1 夜につき 2 , 4 0 0 円、外国旅行の旅費については別表」に改める。

別表第 1 を削る。

別表第 2 の 1 の表を次のように改める。

1 航空賃、宿泊料及び食卓料

旅客運賃の等級を 2 以上の階級に 区分する航空路による外国旅行に 係る航空賃	宿泊料 (1 夜につき)	食卓料 (1 夜につき)
最上級の直近下位の級の旅客運賃	1 5 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円

別表第 2 を別表とする。

附 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定による改正後の茅ヶ崎市職員旅費条例、第 2 条の規定による改正後の茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び第 3 条の規定による改正後の茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。